

福祉保健センターで相談できること

乳幼児
健診

福祉保健センターで行っている健診は、4か月児、1歳6か月児、3歳児の3回です。お子さんの発育や発達を成長の節目で確認し、子育てを応援することが目的です。困りごとがあればご相談ください。

電話番号 045-978-2456

子ども・家庭
支援相談

乳幼児期から学童期・思春期まで幅広い相談に応じます。保健師・保育士・教育相談員・学校カウンセラーの専門相談員と一緒に考え、いろいろな専門機関等の情報も提供していきます。

電話番号 045-978-2460

地域療育センターあおば

0歳から小学校期までの心身の遅れや障害に関する相談を行っています。お子さまの状況により、青葉区福祉保健センター、児童相談所、幼稚園、保育所等と連携をとりながら総合的な支援を行っています。具体的な利用方法については、相談課（月～金 9時～17時 電話番号 045-978-5112）にご連絡ください。



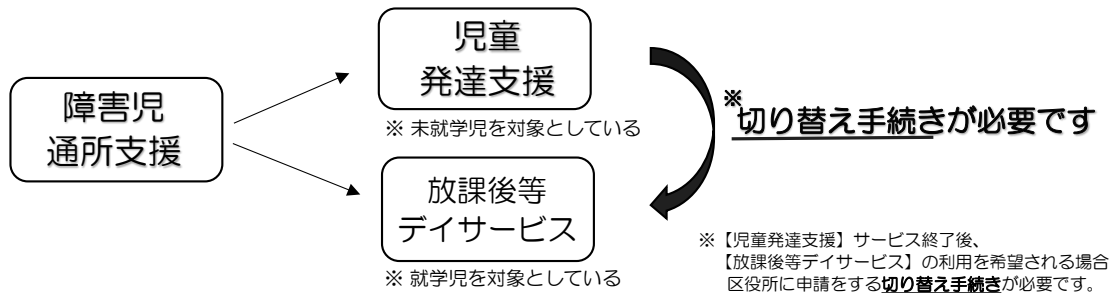
学齢後期障害児支援事業とは？

横浜市では、学齢後期（概ね中学校期以降）の主に発達障害のある、またはその疑いのある方を対象として、不登校や集団になじめないなど、生活上の困りごとの解決に向けて、相談、診療、関係機関との調整など支援を行う事業を市内3か所で行っています。

機関名称	電話番号
小児療育相談センター	045-321-1721
横浜市総合リハビリテーションセンター	045-473-0666
学齢後期発達相談室 くらす	045-349-4531

詳しくは各機関へ直接お尋ねください。

○ 未就学児～18歳までの障害のあるお子さん、発達に特性のあるお子さんが利用できる児童福祉法に基づく福祉サービスです。



《 児童発達支援 》

対象となる児童	未就学児。 (知的・身体・精神)障害者手帳の有無は問わない。 福祉保健センター、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象。
活動内容	児童、一人ひとりに合わせた学習をすることができる。 集団生活の中で生きる基礎力を身につける場所である。 家族のサポーターとしての役割がある。

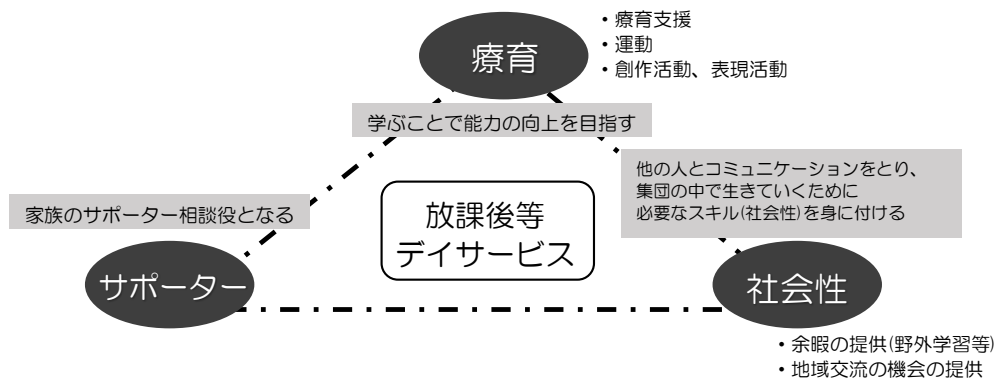
《 放課後等デイサービス 》

対象となる児童	就学児。6～18歳まで。 (知的・身体・精神)障害者手帳を所持する児童。もしくは医師の診断書がある児童。
活動内容	児童、一人ひとりに合わせた学習を受けることができる。 小さな集団の中で、社会性を身に付ける場所である。 家族のサポーターとしての役割がある。

《 保育所等訪問支援 》

対象となる児童	0～18歳まで。 集団生活を行う施設(保育所、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校等)に通う障害のある児童。 その施設を訪問しての専門的支援が必要と認められた児童。
活動内容	専門スタッフが保育所等を訪問し、専門的支援を行う。(障害のある児童の支援に関する知識及び相当の経験を持つ児童指導員・保育士・理学療法士・作業療法士・心理担当職員等) 障害児本人に対する支援：集団生活適応のための訓練等。 訪問先施設のスタッフに対する支援：支援方法等の指導等。

○ 青葉区には、療育支援・運動、創作活動・居場所の機能を持った事業所があります。



※ 福祉サービスを利用する場合は、福祉サービス等の利用計画（障害児相談支援）を作成する必要があります。障害児相談支援とは、お子さんの成長に必要なサービスが適切に利用できるよう、きめ細やかな支援を目指して、相談支援専門員が「サービス等利用計画案」を作成する事業の事です。

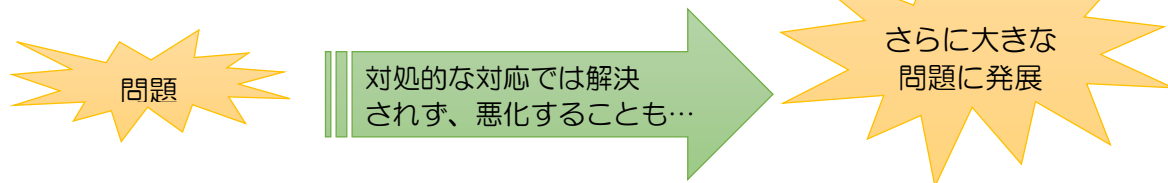
利用に関する問い合わせ先 : 青葉区役所こども家庭支援課 045-978-2457

相談するってどういうこと？

【資料3】

○お子さんの状態に変化があったとき、困ったことが起きたとき、生活がしづらいつきなどに身近な支援者や相談機関などへ話をする事です。状況に合わせて情報を提供する、必要な機関へ繋ぐ、問題の整理をする、解決に向けた支援の方向性、具体的な方法などを検討するなどをしていきます。

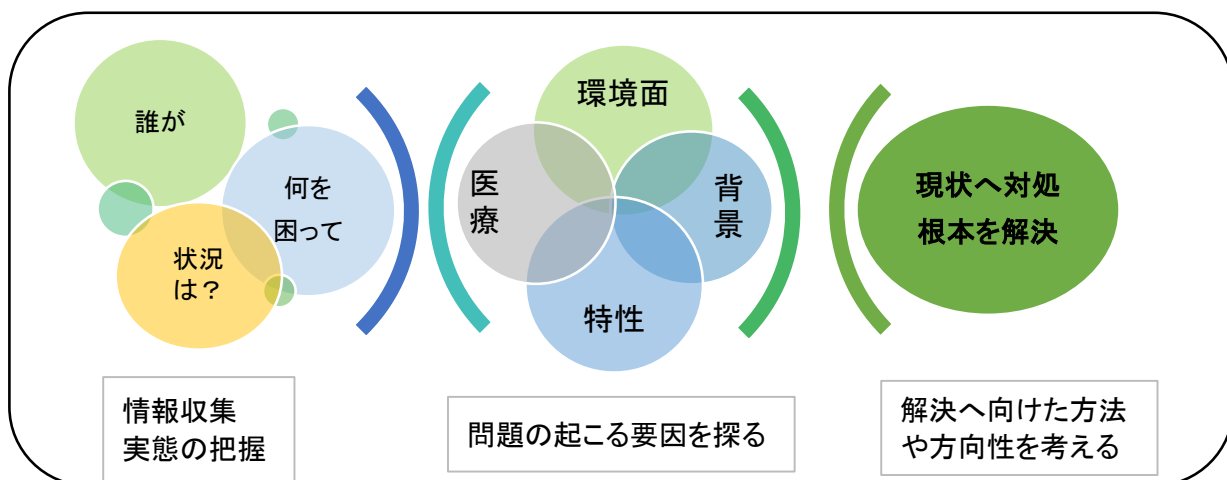
○目の前で起きている事柄へ対処的な対応を続けると・・・



○困ったこと、悩んでいることを解決していくには、問題を整理する必要があります。

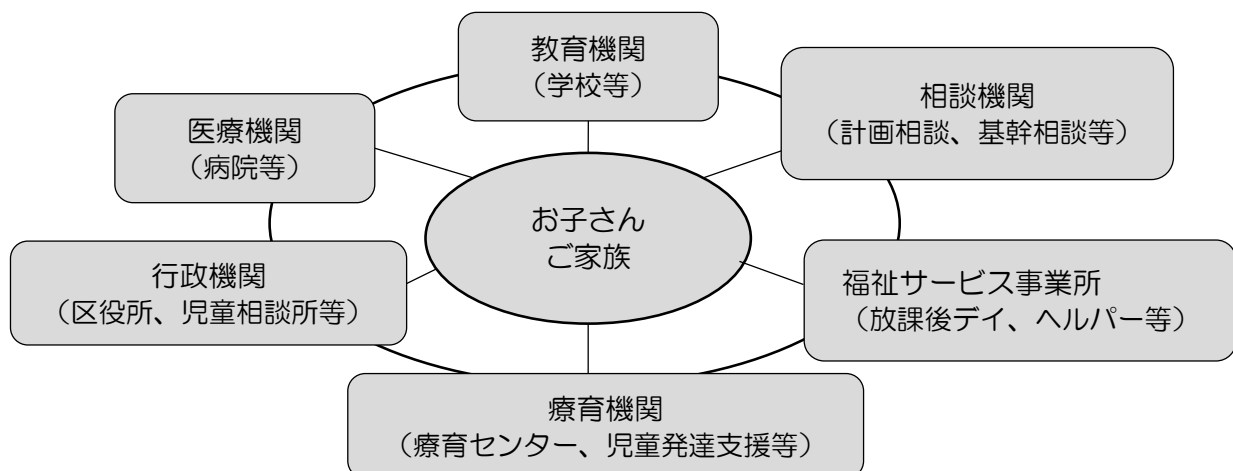
- ・目の前で起きている事柄 ⇒ 対処して解決する
- ・その事柄が起きる要因 ⇒ なぜ問題が起きるのか要因を探り、その要因を解決する

※どちらにも対応してこそ、解決に繋がります。しかし、ご家庭だけで要因を探っていくことは難しいため、相談機関を交えて情報収集していきます。



○さらに問題を解決していく為に、関係する機関が状況を共有して対応していくことが大切です。

○関係する機関がチームになり支援をすることで、お子さんやご家族が困っていることや問題に対して、一貫した支援を受けることができます。



相談機関情報

子どもと家庭に関する総合相談窓口

※一部「障害福祉のあんない2020」から抜粋

青葉区役所 福祉保健センター子ども家庭支援課（制度に関すること）	青葉区市ケ尾町31-4	978-2457
青葉区役所 福祉保健センター子ども家庭支援課 子ども・家庭支援相談（子育てに関すること）	青葉区市ケ尾町31-4	978-2460

子どもと家庭に関する総合相談窓口（生活全般）

青葉区基幹相談支援センター	青葉区青葉台2-8-22	988-0105
---------------	--------------	----------

発達に関する相談

地域療育センターあおば（乳児～小学生期）	青葉区黒須田34-1	978-5112
小児療育相談センター（学齢後期（概ね中学校期以降））	神奈川区西神奈川1-9-1	321-1721
横浜市総合リハビリテーションセンター（学齢後期（概ね中学校期以降））	港北区鳥山町1770	473-0666
学齢後期発達相談室くらす（学齢後期（概ね中学校期以降））	港南区上大岡西2-8-18-3F	349-4531
横浜市発達障害者支援センター（18歳以上）	中区羽衣町2-4-4-5F	334-8611

特別支援教育に関する相談

横浜市特別支援教育総合センター	保土ヶ谷区仏向町845-2	336-6020
-----------------	---------------	----------

養育に関する相談

横浜市北部児童相談所	都筑区茅ヶ崎中央32-1	948-2441
------------	--------------	----------

地域訓練会等の団体支援に関する相談

横浜市社会福祉協議会障害者支援センター	中区桜木町1-1 横浜市健康福祉総合センター内9F	681-1211
---------------------	------------------------------	----------

ボランティア活動、福祉情報

横浜市青葉区社会福祉協議会	青葉区市ケ尾町1169-22	972-8836
---------------	----------------	----------

福祉型障害児入所施設（短期入所・日中一時支援・一時預かり）

ぼらいと・えき	泉区下飯田町330	804-6980
すみれ園	保土ヶ谷区狩場町200-6	742-1252
ぶどうの実	旭区白根7-10-6	952-1753
くるみ学園	旭区金が谷550	951-1711
横浜訓盲院	中区竹之丸181	641-3939
えだ福祉ホーム（一時預かり）	青葉区荏田町494-7	911-9995
あおば地域活動ホームすてっぷ	青葉区青葉台2-8-22	988-0222

医療型障害児入所施設（短期入所・日中一時支援）

横浜療育医療センター	旭区市沢町557-2	352-6551
重症心身障害児（者）施設サルビア	鶴見区下末吉3-6-1	576-3000
県立子ども医療センター	南区六ツ川2-138-4	711-2351
横浜医療福祉センター港南	港南区港南台4-6-20	830-5757

就労に関する相談

横浜北部就労支援センター	緑区中山1-6-1-405	937-3384
--------------	---------------	----------

年金に関する相談

港北年金事務所	港北区大豆戸町515	546-8888
---------	------------	----------